移動文学館貸出要項

山 梨 県 立 文 学 館

（趣　旨）

第１条　この要項は、山梨県立文学館（以下「文学館」という）が行う、移動文学館（アウトリーチ）（以下「移動文学館」という）の貸出事務を円滑に進めるためのものです。

（貸　出）

第２条　文学館は、次にあげる貸出要件を満たした学校等に、移動文学館の貸出を行います。

２　貸出の期間は２週間までを目安として、特別な理由があるときは相談に応じます。

３　貸出を受ける際には、事前に文学館学芸課教育普及担当と打合せの上、資料借用申請書（様式１）を提出し、承認（様式２による）を受ける必要があります。

（貸出要件）

第３条　貸出要件は、次の各号のとおりです。

①　移動文学館の借用目的が授業等の教育的活動であること。

②　貸出から返納までの間、責任をもって対応すること。

③　前号のため管理責任者をあらかじめ定めること。

④　移動文学館の活用状況について文学館への報告（様式３による）ができること。

（遵守事項）

第４条　管理責任者は、次の各号のことを遵守してください。

①　移動文学館は貸出を受ける目的以外に使用したり転貸したりしないこと。

②　貸出を受けた期間中は、細心の注意を持って取り扱うこと。

③　移動文学館は承認された期間内に返納すること。

④　移動文学館の梱包や運搬等について、館員の指示に従うこと。

⑤　移動文学館の改造等、故意に変更を加えることはしないこと。

（損傷等への対応）

第５条　貸出を受けた間の、運搬や保管、活用中における移動文学館の汚損、損傷、亡失等が発生したときは、管理責任者は速やかに、文学館学芸課教育普及担当に連絡をとり、必要な指示を受けてください。

２　この場合の修理、保障等について、文学館との協議により、必要な対応を願うことがあります。